

[参 考]

## 平成24年国家公務員給与等実態調査要綱

人 事 院

### 1 調査の目的

この調査は、『一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）』の適用を受ける職員、『一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）』の適用を受ける職員及び『一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）』の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、人事行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 根拠法規

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第17条

### 3 調査対象

給与法の適用を受ける常勤職員（在外公館に勤務する職員、休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、自己啓発等休業中の職員及び1年以内の任期を限って任用された者を除く。ただし、(3)については再任用職員を調査対象とする。）並びに任期付研究員法及び任期付職員法の適用を受ける職員で次に該当する者

- (1) 平成24年1月15日に在職する者
- (2) 平成24年1月16日から同年4月1日までの間に採用され同日に在職する者（人事交流等により採用された者を除く。以下「採用者」という。）
- (3) 平成24年4月1日に在職する再任用職員

### 4 調査時期

平成24年1月15日現在。

ただし、同日に在職する者のその後の異動の状況等及び採用者については平成24年1月16日から同年4月1日までの間、再任用職員については平成24年4月1日現在とする。

### 5 調査事項

- (1) 平成24年1月15日に在職する者
  - ① 在勤官署等に関する事項
    - ア 府省及び在勤官署の所在地（市町村番号）
    - イ 組織区分
    - ウ 地域手当の区分
    - エ 地域手当の特例等

- オ 特地勤務手当等の級別区分
- カ 寒冷地手当の地域区分
- ② 職員の経歴等に関する事項
  - ア 性別
  - イ 満年齢（平成24年4月1日現在）
  - ウ 定年年齢
  - エ 最終学歴及び給与決定上の学歴
  - オ 採用試験の種類（行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）、研究職俸給表、専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表の適用者に限る。）
  - カ 採用年
  - キ 経験年数
  - ク 適用俸給表
  - ケ 級・号俸
  - コ 現級への昇格又は格付年月日
  - サ 職名・職種（行政職俸給表（一）、行政職俸給表（二）、専門行政職俸給表、海事職俸給表（一）、海事職俸給表（二）、医療職俸給表（二）及び福祉職俸給表の適用者に限る。）
  - シ 最近1年間の昇格者の昇格前の状況
  - ス 平成18年4月1日の俸給の切替えに伴う経過措置額の算定基礎額（平成21年4月1日から平成24年1月15日までの間に降格等のあった者に限る。）
  - セ 切替日の前日（平成18年3月31日）の状況
  - ソ 調査日後の離職、昇格等異動等の内容（平成24年1月16日から同年4月1日までの間の昇格者等）
- ③ 諸手当等に関する事項（平成24年1月16日から同年4月1日までの間に離職又は定年退職となる者についてはイ、ウ、エ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ及びマのみ調査する。）
  - ア 俸給の調整額の調整数
  - イ 俸給の特別調整額の区分
  - ウ 俸給の特別調整額三種適用者のうち期末手当等の管理職加算の指定を受ける職員
  - エ 俸給の特別調整額の支給額
  - オ 平成24年1月16日から同年4月1日までの間に区分の変更がある者の変更後の俸給の特別調整額の区分
  - カ 配偶者の状況（平成24年4月1日の予定）
  - キ 配偶者以外の扶養親族数（平成24年4月1日の予定）
  - ク 扶養手当の支給額（平成24年4月1日の予定）
  - ケ 住居の種類
  - コ 公務員宿舎等入居者の宿舎費又は住居手当を受ける借家・借間居住者の家賃・間代
  - サ 留守家族の住居手当を受ける者の当該家族に係る借家・借間の家賃・間代
  - シ 住居手当を受ける借家・借間居住者の住居所在地（市町村番号）
  - ス 通勤手当の支給区分、運賃・料金及び自動車等使用者の手当の支給額区分

- セ 橋等に係る特別運賃等
- ソ 新幹線鉄道等の特別料金等
- タ 単身赴任手当の支給額区分
- チ 初任給調整手当を受ける職員の区分及び期間の区分（平成24年4月1日の予定）
- ツ 特地勤務手当の支給額及び経過措置額
- テ 特地勤務手当に準ずる手当の支給割合、経過措置による加算割合、支給額及び経過措置額
- ト 地域手当の異動保障の支給割合及び異動保障対象者で80/100を乗じた支給割合の適用の有無
- ナ 広域異動手当の距離段階区分
- ニ 本府省業務調整手当の適用の有無
- ヌ 専門スタッフ職調整手当の適用の有無
- ネ 寒冷地手当の世帯等区分（平成24年4月1日の予定）
- ノ 平成23年中の超過勤務等に対して支給された手当総額
- ハ 平成23年中の超過勤務等の総時間数及び最も多い月の時間数
- ヒ 平成23年中の月60時間を超える超過勤務時間数及び超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務時間数
- フ 平成23年の勤勉手当の各基準日における職員の区分（6月期、12月期）
- ヘ 平成23年の勤勉手当の成績率（6月期、12月期）
- ホ 平成23年中の管理職員特別勤務手当の支給対象となった勤務の回数
- マ 平成23年中の年次休暇の使用日数
- ミ 任期の定めがある職員の区分

(2) 採用者数（注：再任用職員を除く。）

適用俸給表別、級別、地域手当の区分別、採用試験の種類別人員（採用試験の種類については行政職俸給表(一)適用者（任期付職員法第3条第2項の規定により採用された職員を除く。）に限り、地域手当の区分については、このうち採用試験等の種類がⅠ～Ⅲ種、準ずる試験により採用された職員又は正規の試験により採用された者に準じて取り扱うこととされている者に限る。）

(3) 平成24年4月1日に在職する再任用職員

個人別に府省、部局名、満年齢、勤務時間数、適用俸給表、級、地域手当の区分、退職時の状況

## 6 調査の方法

(1) 調査用品

- ① 国家公務員給与等実態調査作成の手引
- ② 採用者数調査票及び再任用職員調査票

(2) 調査用品の配付

本府省を經由して調査データ等を作成する部局に配付する。

(3) 調査データ等の作成

基準給与簿作成部局又はその上部機関において作成する。

(4) 調査データ等の提出

作成された調査データ等は、本府省を經由して人事院事務総局給与局あて提出する。  
なお、人事院が特に指定するものを除き、原則として電磁媒体による提出とする。

7 調査データ等の提出期限

(1) 平成24年1月15日に在職する者の調査

平成24年4月13日（金）

(2) 採用者数の調査

平成24年5月7日（月）

(3) 平成24年4月1日に在職する再任用職員の調査

平成24年5月7日（月）

8 集 計

独立行政法人統計センターに依頼して集計を行う。

以 上